



No. 2

並河正明

(会員 佐伯市常盤西町)

【解説】

明治十年（一八七七）は西南戦争が勃発した年である。二月十五日、西郷隆盛に率いられた一万五千人の兵は鹿兒島を出発、二十二日熊本城を包囲し、一部は政府軍の手薄に乗じて各地を侵攻した。

そのため大分侵攻の流言が飛び、香川権令は二月二十一日布告を發し「無限の風説にまどわされることなく、みだりに動揺するなかれ」と一般人民に警告したが、動揺は県内各地に波及していった。県は万一の場合を考慮

して、二十四日から三回にわたって、旧七藩の士族から義勇兵を募集した。府内に集まった士族隊は計千四八〇人、佐伯から一八〇人が加わっている。（中略）

薩軍は熊本での不利な戦況をたて直し、活路を開くため、豊後攻略を計画した。編成された奇兵隊二千人は、宮崎県境を越え延岡に入り、五月十・十一日、豊後進撃を開始した。

五月十二日早朝、重岡仮分署が襲撃され、このとき分署には十等警部藤丸宗造（旧白杵藩士）のもとに巡查數十名がいたが、銃器・弾薬もなく抗戦することができず、部下に命令してそれぞれ脱出させた。（佐伯市史参照）

当「忠成日史」には、こうした戦況下の様子が、楠熊三郎の記事とともに伝えられている。戸籍簿によると、楠熊三郎は嘉永三年（一八五〇）土族長谷川忠雄の三男として生れ、明治七年（一八七四）土族楠家（楠豹蔵・文尉とは別系）の婿養子になっている。まさに西南戦争が勃発した明治十年二月二十三日に巡查に雇用され、重岡分署に配属。二十八日には県庁警衛のため府内に出立、五月九日には再び重岡分署に詰めている。

〔本文〕

一、紀元節休日

一 午前用務所出立、帰同道二十八小区副戸長／宮崎民五郎殿・三十小区小学校教員佐藤／曾太郎殿外老名。

同十二日 晴

三十日

一 帰省中。

同十三日 晴風

旧曆正月一日也

一 帰省中。

一家僕徳藏里帰。

同十四日 晴

二日

同十五日 晴風

三日

一 帰省中。

一 二十八小区副戸長・武藤要佑殿・同宮崎民五郎殿、問合之事件有之入来。

一年始為祝詞、池田玉藏・同弥三郎・城村八藏／妻・木立村山中又三郎・同大野伍長成迫佐吉・同村山崎常藏来。

同十六日 晴

四日

一 帰省中。

同十七日 晴

五日

一 帰省中。

一 徳藏帰ル。

同十八日 曇 霽雪フル。

一 帰省中。

一 池田村池田弥三郎・同村池田玉藏方へ年始トシテ参。

一 肥川仲藏へ昨年十二月四日両日ニ金札／貸附、翌日証書持参約束之処、今日迄モ持参／無之二付、同人へ証書出サセベクト存シ候得共／同居合不申、依之同人父松藏へ談判ノ上／松藏ヨリ証書尅通并地券証一葉預リ。

二月十九日 晴

旧正月七日

一 帰省中。

同廿日 晴

八日

一 右同断。

同廿一日 晴

九日

一 右同断。

一 養賢寺金毘羅宮へ参詣。

一 永野茂樹殿入来ニテ通知有之候ハ薩州士／族之衆頭立候者兩名ニテ式千人程引率シ／竹田表へ滞在、不日当佐伯村へ被参、夫ヨリ／県廳へ被参候由、宮崎

一 永野茂樹殿入来ニテ通知有之候ハ薩州士／族之衆頭立候者兩名ニテ式千人程引率シ／竹田表へ滞在、不日当佐伯村へ被参、夫ヨリ／県廳へ被参候由、宮崎

一 永野茂樹殿入来ニテ通知有之候ハ薩州士／族之衆頭立候者兩名ニテ式千人程引率シ／竹田表へ滞在、不日当佐伯村へ被参、夫ヨリ／県廳へ被参候由、宮崎

一 永野茂樹殿入来ニテ通知有之候ハ薩州士／族之衆頭立候者兩名ニテ式千人程引率シ／竹田表へ滞在、不日当佐伯村へ被参、夫ヨリ／県廳へ被参候由、宮崎

一 永野茂樹殿入来ニテ通知有之候ハ薩州士／族之衆頭立候者兩名ニテ式千人程引率シ／竹田表へ滞在、不日当佐伯村へ被参、夫ヨリ／県廳へ被参候由、宮崎

一 永野茂樹殿入来ニテ通知有之候ハ薩州士／族之衆頭立候者兩名ニテ式千人程引率シ／竹田表へ滞在、不日当佐伯村へ被参、夫ヨリ／県廳へ被参候由、宮崎

県境迄為探索ノ派出有之候。巡查之衆帰村ニテ区长へ

府内表

通ノ知有之候趣、依之区长ヨリ報知之趣、茂樹殿ヨリ
通達有之、尤動揺無之様ニトの事ニ候。何等之事件
哉不相知。

一県廳為警衛、楠熊三郎殿今朝出立ニ付ノ為見送、本家
へ参ル。三十名程ナリ、先日モノ八十名程出立アリ。
午後一時三十小区用務所へ出頭。

同廿三日 曇

十一日

三月一日 晴 夜雨

旧ノ正月十七日

一帰省中。

一午後四時小林区长帰省。

一楠熊三郎殿被参、巡查御雇ニ相成、明日ヨリノ派出候
旨、吹聴有之。何レノ小区辺へ派出ナルヤノ明朝警部
所へ出頭之上、相極り候由。

一大家哲一郎殿帰省。

十八日

同廿四日 雨

同 三日 曇

十九日

一帰省中。

一宿元へ手紙出。

同廿五日 晴

十三日

同 五日 曇

廿日

一右同断。

同 六日 晴

廿一日

同廿六日 晴

十四日

一宿元へ手紙出。

廿二日

一右同断。

同 七日 晴

廿三日

一鷲塚市之丞殿・満江武殿入来然会。

一二十八小区戸長浅沢成章殿帰省。

同廿七日 晴

十五日

同 八日 晴

廿四日

一肥川喜四郎来。

同 九日 雨

廿五日

一楠熊三郎殿、昨夜重岡ヨリ帰村ニ付、本家へ参ル。

同 十日 晴 午後三時雨

廿六日

同廿八日 晴

十六日

同 十一日 曇

廿七日

一日曜日

同十二日 晴

廿八日

一 富沢潤吾殿方へ参。

同十三日 曇

廿九日

同廿三日 雨

九日

一 佐藤拙藏殿ヨリ手紙来。二十八小区計算之ノ事件申越。

一 作廿二日郵便ニテ上総国菊間村鎌倉氏へノ書状差出ス。

一 区长小林隆吉殿ヨリ各位宛之手紙来。出頭難致二付、

同廿四日 曇

四五日間依頼儀申越。

同十四日 晴

三十日

一 関谷藤藏殿・小林隆吉殿石丸悌作殿・佐藤ノ増右衛門殿・吉田如哭殿方へ参ル。

一 大塚氏出頭。

旧ノ二月一日成

一 船頭町丸屋八佑方手代金次へ目鏡注文。

同十五日 曇

同廿五日 晴

十一日

同十六日 曇

二日

一 宮崎民五郎殿方へ参ル。

同十七日 雨

三日

同廿六日 曇

十二日

同十八日 晴

四日

一 武藤要佑殿入来。

一副戸長古川卓爾殿帰省。

一 軸丸翁佑殿入来。

一日曜日

同廿七日 晴風

十三日

三月十九日 晴

旧二月五日

一 小林区长解免願書へ調印イタス。

一 午前十時帰省

一 去ル廿一日附大分県香川権令殿ヨリ御用状来ル。

同 廿日 雨夕霽

六日

同廿八日 晴

十四日

同廿一日 曇夕晴大風

七日

一 小林隆吉殿方へ参、昨日権令殿ヨリ御用状ノ到来ニ付面談ス。

一 船焼印板壹枚用務所ヨリ受取。

同廿二日 曇

八日

同廿九日 晴

十五日

一 木許詮策殿方へ参、自家統借地続キ西三方ノ地所之義及不談置候。

同三十日 雨

十六日

同三十一日 曇

十七日

一 小林隆吉殿ヨリ書状来。

四月一日 晴

旧二月十八日也

一 高林○助来テ三十小区内宮野浦へ貸附ノ金之義、特促之状有之。

一 廿七小区内池田村・肥川松蔵ヨリ畑式ヶ所、○新地之内、永代ニ買取、地券証書換之義、浅田ノ徳十郎殿へ

相頼置候。

同二日 晴

十九日

一 明三日夜、小林隆吉殿乗船ニテ参廳ニ付、拙者ノ第四三十小区戸長残務、解免・辞表式通ノ出状相添、及依頼置候。

同三日 晴

二十日

一 夜鷺塚市之丞殿御入来。

同四日 曇

廿一日

一 昨夜有明浦渡辺嘉三郎来。

一 守後浦山本伊吉母・同浦坪根八十吉妻来。

一 池田村肥川仲蔵来。

一 同村肥川玉蔵来。

同五日 晴

廿二日

一家僕徳蔵兄来。

同六日 晴

廿三日

一 小林隆吉殿方へ参、面会。

一 池田村肥川仲蔵来。

同七日 曇雨

廿四日

同八日 曇

廿五日

一 肥川仲蔵来。

同九日 雨

廿六日

一 守後浦山本伊吉母之到来。

一 池田村池田初平方へ参。同村仲蔵ヨリ度々ノ同村内之

田地永代ニ買取候様、申来ニ付ノ同人父松蔵へ申

聞候処、大ニ相違有之候ニ付ノ取消シ畢テ帰村ス。

同十日 曇

廿七日

一 船税相調候。

同十一日 曇

廿八日

同十二日 晴

廿九日

一 宮崎民五郎殿入来。

四月十三日 晴

旧二月三十日也

得共、断二及候。

一松○格太郎殿ヨリ書状到来。

同廿六日 雨

十三日

同十四日 晴

小旧ノ三月一日也

同廿七日 曇

十四日

一五所社参詣。

一三木静喜殿隠居為吹聴致参候。

同十五日 曇

二日也

四月廿八日 晴

旧ノ三月十五日

一四月一日之処へ記載置候、廿七小区内池田村字ノ荒新

一守後浦山本伊吉母シナ来。

地畑式ヶ所、肥川松藏ヨリ永代買取りノ地券書換、浅

同廿九日 晴

十六日

田健十郎殿へ奥印依頼置候処ノ今日帰省之由ニテ手紙

一去ル廿七日、三木静喜殿隠居長男力殿ノ家督為吹聴御

相添送り来。

入来ニ付、為帳致、伺書候。

同十六日 晴

三日

一満江武殿方、昨夜女子誕生、為帳伺書候。

同十七日 雨

四日

一三十小区小林隆吉殿へ面会、式月二日ノ附ニメ戸長解

同十八日 晴

五日

免願書同人参廳ノ二付、相頼差出候処、○○○指令無

一十五日之処ニ記シ有之地券書換願、廿六小区戸ノ長奥

之ノ候間、模様相尋候。御同人免職之御指令モ○○○

印之上差出シ方、同所へ願置候ナリ。

無之由候。
これなきと

一三十小区副戸長田川義十郎殿入来。本年一月ヨリノ三

同三十日 晴

十七日

月迄三ヶ月分給料・宿料・筆墨料、請取証へ調印イタ

一戸穴村大工勘藏来。

シ同人エ相渡候。

十一日

大五月一日 雨夕晴

旧曆三月十八日也

同廿四日 曇雨

十二日

一養賢寺観世音へ参詣ス。

一廿五小区戸穴村之者両名来テ、地所質入之件ノ申入候

同 二日 晴

十九日

一 池田市郎来。

同 三日 晴

廿日

一 夜大日寺弘法大師へ参詣。

同 四日 雨

廿一日

一 池田村池田市郎来。

同 五日 雨

廿二日

一 満江武殿入来。

同 六日 曇夕晴

廿三日

一 一昨四日、池田市郎来テ田地買取呉候様申之候得共、下田地二付、今日断之使差出。

同 七日 晴

廿四日

一 池田玉蔵来ル。

一 四月三十日附ニテ御指令書寄通。三十小区用務所ヨリ達ス。同小区上等戸長願之通、解免相成ル。

大五月八日 曇

小旧三月廿五日

一 第四大区三十小区上等戸長願之通、解免相成候ノ二付、用務所へ参、吹殖且届ス。三十小区々長小林ノ隆吉

殿・同副戸長甲斐補助殿・同大塚哲一郎殿・同田川義

十郎殿方へ参、在職中之挨拶申ノ伸ル。同菽讓殿・同

古川卓爾殿両名方へハノ不致伺公。

一 佐藤増右衛門殿・吉田如笑殿方へ参ル。

一 本家楠氏へ参、戸長解免之吹聴ス。

一 鷲塚市之丞殿方参。

同 九日 雨

廿六日

一 桶籠三郎殿巡查御雇ニ相成、明日ヨリ重岡へノ相詰候二付、為吹聴被参候。

同 十日 曇夕晴

廿七日

一 池田玉蔵長男長五郎召連レ来ル。

同 十一日 雨

廿八日

一 山本伊吉母品来。

同 十二日 曇夜雨雷候

廿九日

一 昨夜重岡辺へ暴徒百名程通行之趣ノ二付、非常之場合も難斗二付相出陣候様、用務所ヨリ之口達有之。

